

新旧対照表

○神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則

新			旧		
別表第 1（第 1 条の 2、第 4 条関係）			別表第 1（第 1 条の 2、第 4 条関係）		
公共的施設	用途	指定施設の規模等	公共的施設	用途	指定施設の規模等
1～3（略）			1～3（略）		
4 福祉施設	社会福祉施設及びこれに類する施設のうち次に掲げるものの用に供するもの (1)～(8)（略） (9) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護を行う施設及び同条第8項に規定する短期入所を行う施設（ <u>同条第12項</u> に規定する障害者支援施設を除く。）、 <u>同条第12項</u> に規定する障害者支援施設、 <u>同条第26項</u> に規定する地域活動支援センター並びに <u>同条第27項</u> に規定する福祉ホーム (10)～(11)（略）	すべてのもの	4 福祉施設	社会福祉施設及びこれに類する施設のうち次に掲げるものの用に供するもの (1)～(8)（略） (9) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護を行う施設及び同条第9項に規定する短期入所を行う施設（ <u>同条第13項</u> に規定する障害者支援施設を除く。）、 <u>同条第13項</u> に規定する障害者支援施設、 <u>同条第22項</u> に規定する地域活動支援センター並びに <u>同条第23項</u> に規定する福祉ホーム (10)～(11)（略）	すべてのもの
5～18（略）			5～18（略）		